

企画競争実施の公示

令和2年4月30日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和元年度予備費訪日外国人旅行者周遊促進事業
「【ゲートウェイ戦略①】FIT周遊促進のためのデジタル化事業」

(2) 業務内容

別紙「説明書」による。

(3) 履行期限

令和3年3月10日(水)

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) (一社)山陰インバウンド機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3. 手続等

(1) 担当部署

(一社)山陰インバウンド機構
〒683-0043 鳥取県米子市末広町311番地 米子駅前ショッピングセンター4F
E-mail: sanindmo@sanin-dmo.jp
TEL: 0859-21-1502 / FAX: 0859-21-1524

(2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書(A4判15枚程度)に併せて、次の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・事業の定性的・定量的な目標値
- ・業務の実施体制、実施工程
- ・緊急時の連絡体制
- ・苦情等相談に係る処理体制

- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況(該当する場合)
- ・業務項目別の経費概算
- ・再委託等の有無及び予定(ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。)

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限: 令和2年5月13日(水)17時00分(必着)

場 所: (1)に同じ。

方 法: 郵送により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。

(4) ヒアリング実施の有無 無

(5) 契約の相手方として最適なものを特定(以下「特定」という)するための企画提案書の評価基準

- ① 業務内容の理解度: 調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ② 提案内容の優良性: 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③ 提案内容の独創性: 独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④ 業務遂行の安定性: 実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤ 業務成果の中立性: 適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥ 必要経費: 業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦ 専門的知識: 業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本業務の支払条件及び概算予算額

・支払条件: 完了検査終了後、適法な請求書を受理して30日以内。

・概算予算額: 3,000万円を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む)

(4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。

(6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。

(7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。

(9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。

(10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(11) 特定した提案内容については、(一社)山陰インバウンド機構情報公開規程に基づき、開示する場合がある。

(12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、(一社)山陰インバウンド機構会計規程に基づく契約手続の完了までは、(一社)山陰インバウンド機構との契約関係を生じるものではない。

- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から 14 日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、(一社)山陰インバウンド機構ホームページで次の事項を公表する。
- ・特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ・企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は(一社)山陰インバウンド機構に帰属する。
- (16) 不明な点等の問い合わせ先等
- ・問い合わせ先: 3. (1)に同じ(担当: 河合、石橋、名倉)
 - ・問い合わせ方法: 電話又は電子メール
 - ・問い合わせ期間: 公示の日から、3. (3)に記載の提出期限まで
- なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

説 明 書

1. 業務名

令和元年度予備費訪日外国人旅行者周遊促進事業
「【ゲートウェイ戦略①】FIT周遊促進のためのデジタル化事業」

2. 実施時期

契約締結の日～令和3年3月10日

3. 業務の目的

本事業は、山陰のインバウンド宿泊を底上げするために、隣接する中国地方5県の新たな潜在マーケットを創出することを目的とした事業である。既に認知度の高い「京都」「大阪」や人気観光スポットの「伏見稲荷大社」「姫路城」「広島・宮島」（トリップアドバイザーの人気観光スポットランキングの上位）などに集まってくるFITに対して、タビマエとタビナカで中国地方の周遊を促進させるためのツールを開発することで、持続可能な「中国地域周遊滞在マーケット」を創出し、山陰への誘客につなげる。

山陰インバウンド機構はこのツールを保有し、持続可能なディスティネーションプラットフォームを構築する。

4. 業務の内容

(1)「中国地域周遊パス」の構築

以下の要件を満たす中国地方及び関西エリアのコンテンツが複数利用できる広域で利用可能なパスを構築する。

①デジタルパスが利用できる仕組みの構築

1) スマートフォン(Android、iOS)で利用できること

それぞれのOSのバージョンシェア率が9割程度であること

2) 多言語対応されていること(日本語、英語、中国語(繁体字、簡体字)、韓国語)

3) 利用者のマーケティングデータが取得できること(3,000人以上)

4) デジタルパスについては以下の要件を満たすこと

- ・有効期間内無制限利用可能なパスや回数制限のあるパスを想定すること
- ・デジタルパスの購入者は、複数のコンテンツ(20カ所以上)が利用できること
- ・デジタルパスの購入者は、施設等の特典(割引やプレゼント等)が利用できること
- ・デジタルパスが有効かどうかをコンテンツ運営者等が確認できるようにすること

5) デジタルパスの販売流通に考慮すること

- ・クレジットカードで購入できること
- ・OTA等で販売することを想定した仕組みとすること
- ・購入証憑による引換で、デジタルパスが利用できるようにすること

6) グーグルマップ等により、対象コンテンツの位置や現在地からの経路検索などができること

7) 認知度向上、利用促進のプロモーション(5件以上)を想定した仕組みにすること

- ・中国地方の空港路線を持つ海外航空会社や海外 OTA などと連携したキャンペーン
- ・主要地のインフォメーションセンターなどにおける利用促進キャンペーン

8) 観光移動に利便性の高い JR や広島発着の高速バスや首都圏からの航空路線などとの外部連携を想定した仕組みとすること

9) 対象エリアの拡大、デジタルパス券種変更、対象コンテンツの変更、特典の変更(デジタルパス未購入者でも利用できるような変更も含む)、コンテンツ内容の変更、選択言語に応じて利用可能なパスを設定など、柔軟に対応できるような仕組みになっていること

②利用状況などを確認できる仕組みの構築

1) ユーザー利用、デジタルパス販売、デジタルパス利用、特典利用などの状況が把握できるようにすること

2) ユーザーの行動動態(登録、販売、利用、閲覧時など)の状況が把握できるようにすること

3) 管理権限に応じた範囲の状況を把握できるようにすること

- ・山陰インバウンド機構は、全てを把握できるようにすること
- ・販売代理店は、自社が販売した状況を把握できるようにすること
- ・コンテンツ運営者は、自コンテンツの利用状況を把握できるようにすること
- ・特典施設は自施設の特典利用状況を把握できるようにすること

③実券が利用できる仕組みの構築

1) 実券もデジタルパスと同様の要件を満たすこと

2) 実券で利用したコンテンツや特典のデータが取得できるようにすること

3) 実券を購入した人がデジタルパスに移行できるようにすること
(実券が無効になり、デジタルパスで利用できるようになる)

④仕組みの検証

1) 前述の仕組みが正しく動くことを確認すること

2) 本番稼働前に同等の環境で実機検証できるようにすること

⑤スケジュール

1) 8月中の本番稼働開始を想定したスケジュールを組むこと

2) 本番稼働後でも不具合対応ができるような体制を組むこと

(2)「中国地域周遊パス」で取得したデータ分析と戦略立案

利用状況や行動動態に関するデータ(3,000件以上)を分析し、山陰における戦略立案に繋がる内容(3件以上)を事業実施報告書により取りまとめること

5. 成果物の提出等

(1) 成果物

- ・ 事業実施報告書（A4版） 5部（紙媒体）及び電子データ（ppt）
- ・ プログラムソースなど

山陰インバウンド機構として「中国地域周遊パス」が持続可能な事業となるために必要な環境や設計書などの電子データや権利も含む

(2) 提出場所

一般社団法人山陰インバウンド機構

(3) 提出期限

令和3年3月10日（水）

なお、作成にあたっては、以下について留意のこと

- ① 事前に監督職員の承認を受けること
- ② 事業実施状況等をわかり易く編集すること
- ③ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること

6. その他

(1) 一般社団法人山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること

(2) 事業の実施にあたっては、「Japan. Endless Discovery.」や「縁の道～山陰～」のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構の進める事業の趣旨に沿って行うよう配慮すること